第１編　　総　　論

第１章　県の責務、計画の位置付け、構成等

県は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、住民の生命、身体及び財産を保護するという責務を明確にするとともに、県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）の位置付け、構成等について定める。

１　県の責務及び県国民保護計画の位置付け

(1) 県の責務（法第3条第2項、法第11条）

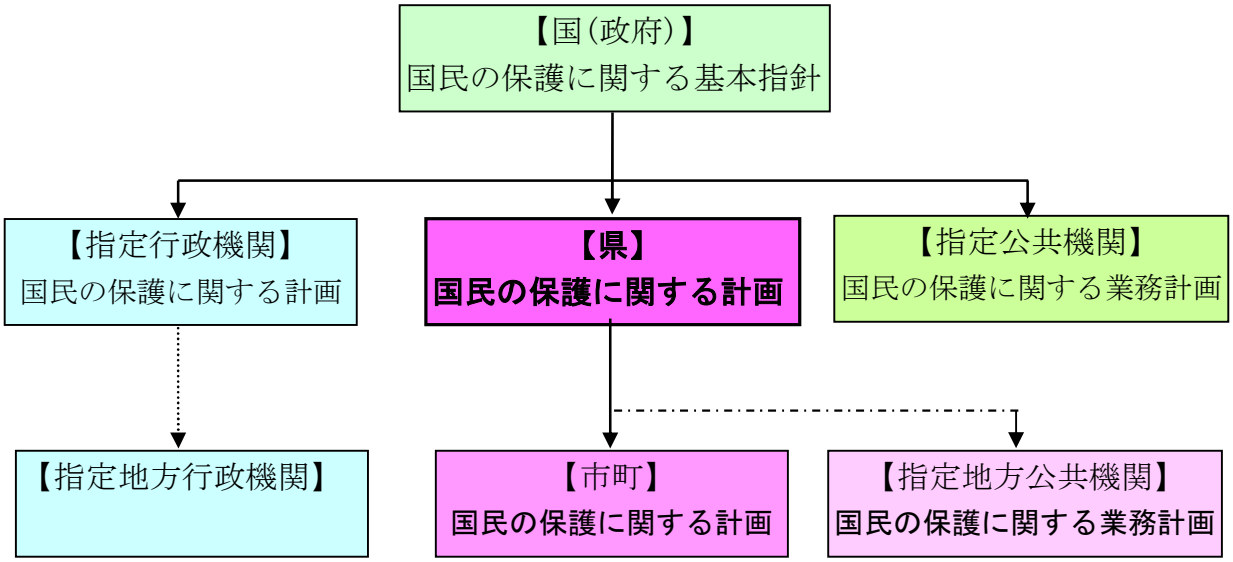
県は、武力攻撃事態等が発生した場合、住民の生命、身体及び財産を保護するために、住民の安全な避難・救援を的確かつ迅速な手段等により行い、武力攻撃災害による被害を最小限に抑える任務を担うこととなる。

また、その任務の的確な遂行のためには、国、県内の市町、他の都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と平素から相互の連携協力体制を整備しておくとともに、国民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の態勢を整備しておくことが必要である。

したがって、県は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置付け（法第34条第1項）

県は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、法第34条の規定に基づき、この国民保護計画を作成する。



用語解説

国民保護計画…政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、指定行政機関、地方公共団体(都道府県、市町村)が作成する計画。国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援に関する計画、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する計画などを定める。地方公共団体の計画の作成に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、指定行政機関と都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することとなっている。

国民保護業務計画…指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画の作成に当たっては、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

(3) 県国民保護計画に定める事項（法第34条第2項）

県国民保護計画においては、本県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等、次に掲げる事項について定める。

ア　本県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
イ　県の実施する国民保護措置（法第11条第1項及び第2項）に関する事項
ウ　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
エ　市町の国民の保護に関する計画（法第35条第1項）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（法第36条第2項）を作成する際の基準となるべき事項
オ　国民保護措置を実施するための体制に関する事項
カ　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
キ　**ア**から**カ**に掲げるもののほか、本県の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

2　県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態への対処

3　県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し（法第34条第8項）

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、継続的に見直しを行っていくこととしている。

県国民保護計画の見直しを行うときは、県国民保護協議会の意見を最大限尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続（法第34条第8項、法第37条第3項）

県国民保護計画の変更を行うときは、計画作成時と同様、法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表することとなっている（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）

4　市町国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画（法第35条、法第36条第2項）

市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）については、基本指針も踏まえたうえで県国民保護計画に基づき作成するものとする。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項については、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針を定める。

１　基本的人権の尊重　（法第5条）

県は、国民保護措置を実施する場合は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。したがって、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

２　国民の権利利益の迅速な救済　（法第6条）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速に処理が可能となるよう、担当部署を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保するよう努める。

また、県は、文書管理に関する規程等の定めるところにより、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

３　国民に対する情報提供　（法第8条）

県は、武力攻撃事態等が発生したときは、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

４　関係機関相互の連携協力の確保　（法第3条第4項、法第32条第2項、法第33条第2項、法第34条第2項、法第35条第2項、法第36条第3項、法第42条）

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

また、県は、市町や自衛隊等と連携し、防災のための連携体制を活用して、相互の情報連絡、共同訓練の実施等に努める。

５　国民の協力　（法第4条）

県は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、法の規定により国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、県は、市町や関係団体等と連携を図りながら、平素から消防団や自主防災組織の充実・活性化を図るとともに、ボランティアへの支援に努める。

６　日本赤十字社その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重　（法第7条第1項）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を十分尊重して、その自主性を尊重する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について

は、それらの機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7　放送事業者の表現の自由への配慮　（法第7条第2項）

県は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示等、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

8　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施　（法第9条）

県は、国民保護措置を実施する場合、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

なお、国民の権利及び義務に関する規定は、外国人にも適用されることから、武力攻撃事態等においては、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、その生命、身体及び財産が武力攻撃災害から保護すべき対象となる。そのため、日本語による意思疎通が困難な外国人も多いことが考えられるため、特に配慮する者として留意する。

また、県は、国民保護措置を実施する場合、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9　国民保護措置に従事する者等の安全の確保　（法第22条）

県は、県の区域において実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応えて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じ、必要な情報を随時、十分に提供すること等により、その者の安全の確保に十分に配慮する。

用語解説

指定行政機関…内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

指定公共機関…独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

指定地方公共機関…県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するものをいう。

第３章　県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するために、その地理的、社会的特徴について把握することが必要である。県が国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴については次のとおりである。

１　地　形

本県は九州北西部に位置し、東の筑後川及び筑後川水系並びに北の天山山系、脊振山系を境に福岡県、南西の多良山系及び西の国見山系を境に長崎県と接し、南は有明海、北西は玄界灘に面している。

地形の特徴としては、脊振山系が展開する県北東部～県中央部、多良火山地の県南西部、東松浦半島の上場台地から丘陵地帯が南延する県北西部～県西部一帯、沖積平野が広がる県南部一帯の大きく４つの部分に分けられる。

２　気　候

本県は県中央部の山地を境にして、県の北側が日本海型気候区、県の南部が内陸型気候区に大別できる。

年平均気温が16℃前後の地域が広く、全般に温和な気候である。

降水量については、県の北東部から中央部にかけて連なる脊振山系、天山山系、南西部の多良山系、西部の国見山周辺の山間部で多く、これらの地域では年降水量が2,500㎜を超える。一方、北部の玄界灘沿岸、南部の佐賀平野では少なく、1,800㎜前後である。

⇒「資料編」参照

３　人口分布

本県の人口分布の特徴は、県庁所在地である佐賀市への人口集中度が高くなく、比較的広範囲に分散している。

年齢構成については、65歳以上の高齢者の割合が県人口の20%を超えており、加えて、今後「団塊の世代」と呼ばれる第一次ベビーブーム世代が60歳を迎えてくるなど、今後とも高齢化が進行すると考えられる。また、近年の少子化の影響により14歳以下の年少人口は減少を続けている。そのことにより、県人口に占める割合も15.6%に低下しており、人口ピラミッドは逆ピラミッド型となっている。

⇒「資料編」参照

4　道路の位置等

佐賀県内の幹線道路網は、県内を東西に通る九州横断自動車道（長崎自動車道）を背骨にした魚骨型（ヘリンボーン）の形態と佐賀市を中心にした放射状の形態を併せもっている。

(1) 高規格幹線道路

県東部の鳥栖市及び三養基郡基山町を九州縦貫自動車道が南北に通り、鳥栖市にある鳥栖ジャンクションから東へ大分自動車道、西へ長崎自動車道の九州横断自動車道が分岐している。また、長崎自動車道の武雄ジャンクションから長崎県北部の佐世保市に向かって西九州自動車道（国道497号）が伸びている。（なお、この高規格幹線道路は松浦半島を巡って、本県伊万里市や唐津市を経由して福岡県福岡市を結ぶ計画になっている。）

なお、県内にはインターチェンジが9ヶ所（鳥栖I.C、小郡鳥栖南スマートI.C、東脊振I.C、佐賀大和I.C、小城スマートI.C、多久I.C、武雄北方I.C、武雄南I.C、嬉野I.C）あり、それぞれに県内の主要な国道等がアクセスしている。

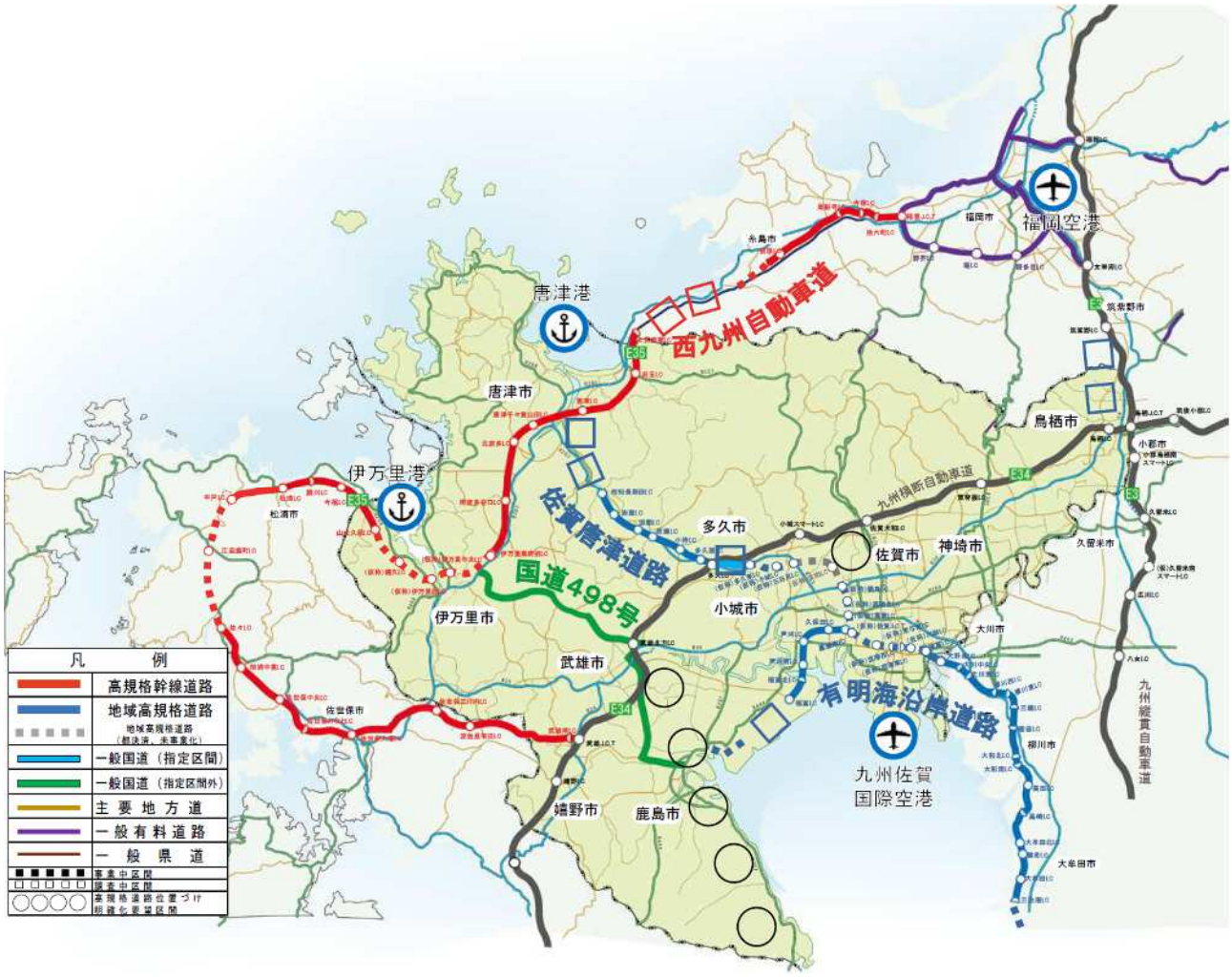
(2) 主要な国道等

国道34号が県内を東西に貫いており、高速道路網と同じく、鳥栖市で国道3号から分岐し、佐賀市を経由して武雄市から嬉野市を通過し長崎県大村市へ抜けている。また、国道35号が武雄市から西松浦郡有田町を経由し長崎県佐世保市へ抜けている。

加えて、佐賀市から放射状に北部の福岡市早良区、西区方面へ国道263号、東部の福岡県久留米市方面へ国道264号、南東部の福岡県大川市方面へ国道208号、南西部の長崎県諫早市方面へ有明海の沿岸を国道207号、北西部の唐津市方面へは、小城市、多久市を経由する国道203号及び北部の山間部を通る国道323号が延びている。

さらに、九州における陸路の大動脈として北九州市から三養基郡基山町と鳥栖市を通り鹿児島市を結ぶ国道3号、福岡都市圏から唐津市など玄界灘沿岸の市町や伊万里市を通って長崎市を結ぶ国道202号、唐津市から玄界灘に面した東松浦半島沿岸や伊万里市を経由して北松浦半島沿岸を通り長崎県佐世保市を結ぶ国道204号、佐賀市から有明海沿岸を経由し鹿島市内や多良岳を抜け長崎県大村市を結ぶ国道444号、福岡県福岡市から脊振山系を越え神埼郡吉野ヶ里町及び神埼市を南北に通り福岡県柳川市を結ぶ国道385号、鹿島市から武雄市、伊万里市を経由し長崎県佐世保市を結ぶ国道498号などがある。

【関連資料】図１－１（幹線的な道路等の地図）



５　鉄道、空港、港湾等の位置等

(1) 鉄　道

県内のＪＲは、県東部の一部を鹿児島本線及び九州新幹線が横切っており、県東部に位置する鳥栖駅において鹿児島本線と長崎本線が分岐している。長崎本線は、県内を北東から南西に横断し、佐賀市を経由して長崎県長崎市と結んでいる。県中西部に位置する杵島郡江北町の肥前山口駅では、県西部の武雄市や西松浦郡有田町を経由し長崎県佐世保市へ向う佐世保線が長崎本線から分岐し、佐賀駅では、小城市や多久市を経由し唐津市を結ぶ唐津線が分岐している。また、県西部の伊万里市から唐津市を経由し福岡都市圏を結ぶ筑肥線がある。

ＪＲ以外の鉄道としては、基山町と福岡県朝倉市を結ぶ第三セクターの甘木鉄道がある。また、県西部には有田町を起点に伊万里市を経由し松浦半島を西回りで長崎県佐世保市と結ぶ第三セクターの松浦鉄道がある。

(2) 空　港

県内の空港は、佐賀市南部に県営佐賀空港（第３種空港）がある。2,000mの滑走路を有し、中型ジェット旅客機までの離着陸が可能である。佐賀市中心部までは自動車で25分程度（約12km）である。

また、近隣の空港として、福岡空港（福岡県福岡市博多区）までは県北西部の唐津市から公共交通機関（JR及び地下鉄）を利用して１時間程度（約50ｋｍ）、県東部の鳥栖市からは自動車で30分以内であり、また、県南西部の武雄市及び鹿島市から長崎空港（長崎県大村市）は、自動車で40～50分程度で利用することができる。

(3) 港　湾

本県は、南に波静かな有明海と、北に波の荒い玄界灘という２種類の性格の異なる海に面している。この２つの海域に、県が港湾管理者となっている重要港湾２港と地方港湾７港がある。

県南部の有明海沿岸部では河口を中心とした港湾が多く、規模も小さい。

一方、県北部から西部にかけて広がる玄界灘側は、リアス式地形の伊万里湾や唐津湾など地形的に恵まれた天然の良港が点在する。中でも伊万里港と唐津港は、重要港湾に指定されている。

ア　伊万里港

伊万里港は県西北部の伊万里湾の奥部に位置し、伊万里市をはじめ、地域資源の豊な背後圏を有し重要な役割を担っている。平成９年には国際コンテナ航路が開設され、地域産業の展開を促す貴重な国際物流拠点として期待されている。

イ　唐津港

唐津港は本県北部に位置し、玄界灘に面する港湾であり、港の前面に点在する大島、高島等により、静穏な泊地が得られ、天然の良港を形成している。また、東松浦郡及び唐津市を背後圏とした物流の拠点港湾として重要な役割を果たしている。

⇒　図１－１参照

(4) 自衛隊施設

自衛隊施設は、県中東部の神埼郡吉野ヶ里町に目達原駐屯地があり、陸上自衛隊西部方面隊の九州補給処並びに西部方面後方支援隊及び西部方面システム通信群第321基地通信中隊及び映像写真小隊空中伝送班、西部方面警務隊の第134地区警務隊目達原派遣隊が配備されている。

県中南部の佐賀空港近くには、佐賀駐屯地があり、陸上総隊隷下の第１ヘリコプター団輸送航空隊が配備されている。

また、航空科部隊として西部方面航空隊の第１戦闘ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊、西部方面管制気象隊第１派遣隊、第４師団第４飛行隊及び陸上総隊隷下の第１ヘリコプター団輸送航空隊が配備されている。

さらに、鳥栖市には鳥栖分屯地があり、九州補給処の下部機関である鳥栖燃料支処が置かれている。

その他、脊振山山頂に脊振山分屯基地があり、航空自衛隊西部航空警戒管制団第

43警戒隊が配備されている。

なお、本県における災害派遣及び国民保護等派遣は、福岡県久留米市の陸上自衛隊西部方面混成団（西部地区における災害派遣）、九州補給処（東部地区における災害派遣）、長崎県大村市の第１６普通科連隊（国民保護派遣）、長崎県佐世保市の海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第３幕僚室及び福岡県春日市の航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課が担任している。

(5) その他

ア　原子力発電所

県西北部の東松浦郡玄海町に九州電力㈱玄海原子力発電所があり１号機から４号機の４基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が立地している（１号機及び２号機については廃止）。

３号機及び４号機の最大発電量は118万ｋｗであり、２基合計の最大発電量は236万ｋｗとなっている。

当発電所は、玄海町の三方を海に囲まれた岬（値賀崎）の部分にあり、最寄り市町である玄海町役場まで直線距離で約6ｋｍ、唐津市役所まで約13ｋｍ、また、伊万里市役所まで約28ｋｍの距離にある。交通機関は基本的には自動車を使用しており、それぞれの市役所までの所要時間は約20分、約40分である。

原子力発電所付近には、発電所関係のプラント企業の事務所や関係者の宿舎等が散在するほか、玄海町今村地区、外津地区などに民家の集積が見られる。また、外津橋の対岸の唐津市鎮西町串浦地区に民家が散在し、同町波戸地区や名護屋地区に民家の集積が見られる。

用語解説

加圧水型軽水炉…　玄海原子力発電所の原子炉の形式は、軽水減速・軽水冷却加圧水型（ＰＷＲ）と言い、一般に加圧水型軽水炉と呼ばれています。加圧水型の特徴は、原子炉容器を通って水を循環させる系統（１次系）と、タービンへ蒸気を供給する系統（２次系）とが蒸気発生器の伝熱管を介し完全に分離されているので、タービン側に放射能が運ばれることはありません。わが国では、加圧水型軽水炉のほかに、沸騰水型軽水炉という形式の原子炉が原子力発電用として稼動しています。

なお、玄海原子力発電所の各原子炉の出力は、廃止の1、2号機が各55万9,000ｋｗ、3、4号機が各118万ｋｗとなっています。

PAZ（Precautionary Action Zone）…　緊急事態の判断基準（EAL）に基づき、放射性物質放出前における即時避難等を、予防的に準備する区域。

UPZ（Urgent Protectiveaction Planning Zone）…　**防護措置実施の判断基準（OIL）や緊急事態の判断基準（EAL）に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。**

イ　ダム

本県の地勢的特徴として、県土が狭く、山塊も比較的低く高原状の広がりを持っており、ダムを設置する適地が少ないため、洪水調節機能を有するダムは15ヶ所（総貯水量3,736万2,000 ㎥）と少ない。

一方、本県は農業県として昔から稲作が盛んで、水田の耕地面積が広く、そのため農業用灌漑施設（溜池）が発達している。そのため、基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上ある灌漑用ダムや大型溜池は約80ヶ所（総貯水量4,339万3,000 ㎥）となっている。

ウ　米軍基地

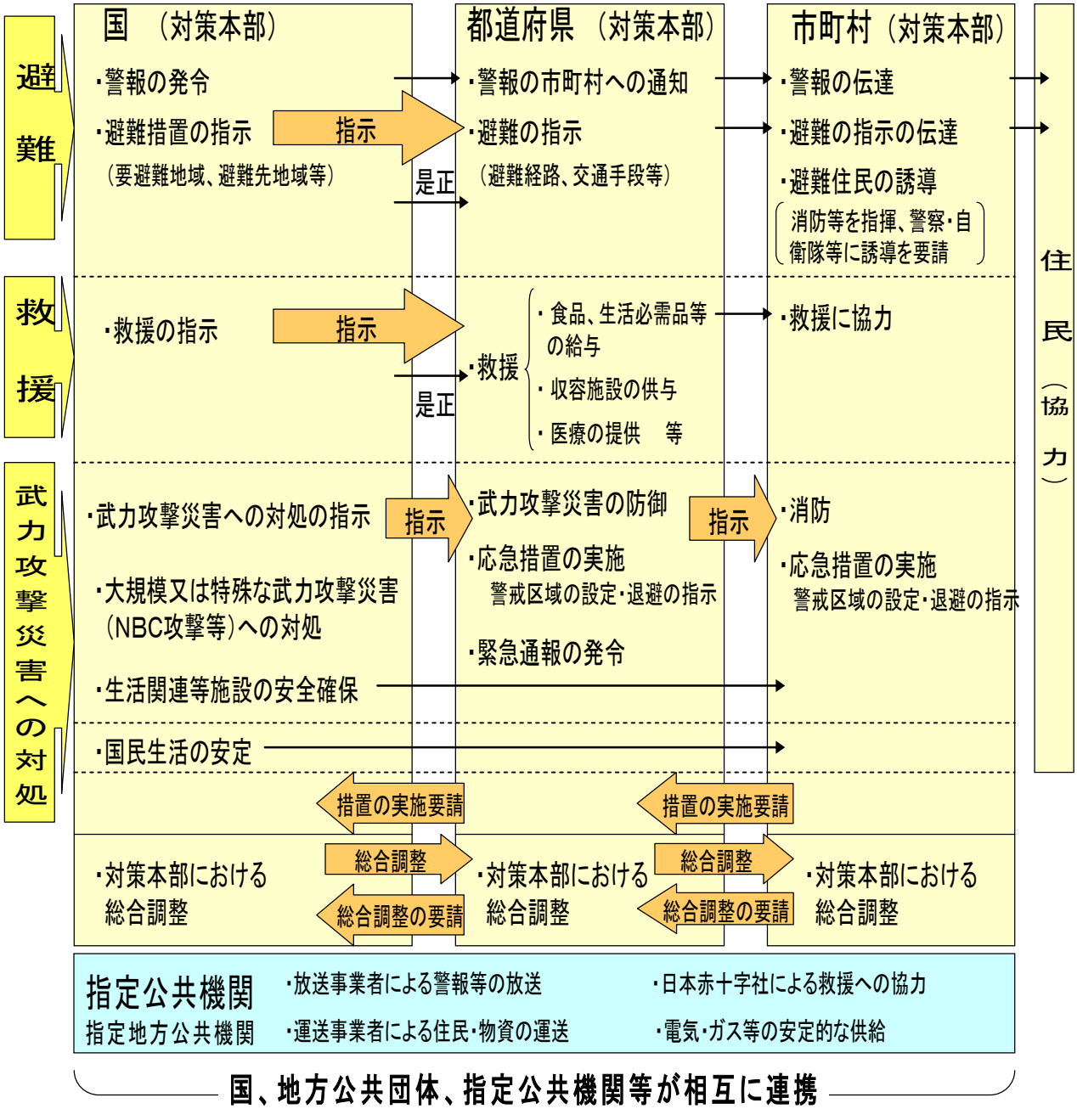
県内にはないが、長崎県佐世保市には佐世保海軍施設が所在している。

第４章　関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、次のとおり定める。

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1　関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 県（法第11条～法第15条）

県は、県国民保護計画で定めた、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内の市町のほか、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携協力し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置の総合調整や広域的な観点からの調整などを行う。

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 市町（法第16条～法第20条）

市町は、住民に最も密着した行政機関として、市町国民保護計画で定めた、当該市町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市　町	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関（法第10条）

指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4　警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局 （佐賀財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関 （伊万里税関支署）	輸入物資の通関手続
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
佐賀労働局	被災者の雇用対策
九州農政局	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1　鉱山における災害時の応急対策 2　危険物等の保全
九州地方整備局	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
九州運輸局 （佐賀運輸支局）	1　輸送事業者への連絡調整 2　輸送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 （福岡空港事務所） （佐賀空港出張所）	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区気象台 （佐賀地方気象台）	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部 （唐津海上保安部） （三池海上保安部） （唐津海上保安部 伊万里海上保安署）	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第21条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1　避難住民の輸送及び緊急物資の輸送 2　旅客及び貨物の輸送の確保
電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
日本医師会 病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

２　県対策本部関係機関の連絡先

【県関係機関】

名　称	担当部署	所　在　地	(T)電話 (F)ＦＡＸ (E)e-mail	その他の連絡方法
佐賀県知事 （県対策本部長）	政策部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1番59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp	
副知事 （県対策副本部長）	政策部 秘書課	同　上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp	
県教育長	教育委員会 事務局 教育総務課	同　上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp	
佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1番16号	T 0952-24-1111（内5784） F 0952-29-7709 E	
政策部長	危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1番59号	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp	
危機管理・報道局長	報道課 危機管理防災課	同　上	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp	
県民環境部長	県民協働課	同　上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp	
文化・観光局長	さが創生 推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
SSP推進局長	さが創生 推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
健康福祉部長	健康福祉 政策課	同　上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp	
産業労働部長	産業政策課	同　上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp	
農林水産部長	農政企画課	同　上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp	
男女参画・こども局長	健康福祉 政策課	同　上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp	
県土整備部長	県土企画課	同　上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp	
地域交流部長	さが創生 推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
総務部長	法務私学課	同　上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp	

３　関係機関の連絡先

指定行政機関、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、関係指定公共機関、指定地方公共機関、県現地機関、市町機関（教育委員会を含む。）、消防機関（常備消防、消防団）、その他関係機関の連絡先については資料編に一括して掲載する。

⇒「資料編」参照

なお、国の事態対策本部（以下「対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知されることとなっている。

第５章　県国民保護計画が対象とする事態

１　武力攻撃事態

(1) 基本指針においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる４類型を想定している。

類　型	特　徴		留　意　点
着上陸侵攻	影響	・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、その期間も比較的長期 ・武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定	・事前の準備が可能 ・戦闘が予想される地域から先行して避難させることが必要 ・広域避難が必要 ・広範囲にわたる武力攻撃災害、武力攻撃終結後の復旧が重要な課題
	攻撃手法	・船舶による上陸の場合、上陸用小型船舶等が接岸容易な沿岸部が当初の侵攻目標 ・航空機による侵攻部隊の投入の場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性大 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性大	
	被害	・主な被害は、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等 ・攻撃目標施設の種類（石油コンビナート等）によっては、二次被害の発生が想定	
ゲリラや特殊部隊による攻撃	影響	・事前にその活動の予測、察知は困難 ・突発的に被害が生ずることも想定 ・県警察、自衛隊等によるその兆候の早期発見	・危害が住民に及ぶおそれがある地域では、市町（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携して対応 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内一時避難、その後、関係機関による安全措置の実施と適当な避難地への移動等 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避指示又は警戒区域設定など時宜に応じた措置の実施が必要
	攻撃手法	・都市部の政治経済の中枢、鉄道、原子力関連施設などに要注意 ・少人数のグループにより実行 ・使用可能な武器は限定 ・「ダーティボム」の使用可能性	
	被害	・主な被害は、施設破壊等 ・被害範囲は比較的狭い範囲 ・攻撃目標施設（原子力事業所等）の種類によっては、二次被害発生	
弾道ミサイル攻撃	影響	・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難 ・弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難 ・弾頭の種類に応じ、被害の様相及び対応が相違	・発射後短時間で着弾することが予想され、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要 ・屋内への避難や消火活動が中心
	攻撃手法	・極めて短時間で我が国に着弾	
	被害	・通常弾頭の場合、被害は局限、家屋、施設等の破壊、火災等	
航空攻撃	影響	・弾道ミサイル攻撃に比べ兆候の察知は比較的容易 ・対応の時間が少なく、攻撃目標の特定が困難	・攻撃目標の早期判定は困難 ・攻撃目標地を限定せずに屋内避難等の避難措置を広範囲に指示 ・生活関連等施設に対する攻撃の場合、被害拡大のおそれがあるため、生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要
	攻撃手法	・威力を最大限に発揮することを意図すれば、都市部やライフラインのインフラ施設が主要な目標 ・その意図を達成するまで反復	
	被害	・通常弾頭の場合、主な被害は家屋、施設等の破壊、火災等	

用語解説

ＮＢＣ弾頭（兵器）…核(N)、生物剤(B)、化学剤(C)を使用する兵器の総称で、爆弾等の弾頭にそれぞれを使用したもの

ダーティボム（「汚い爆弾」）…爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べその威力は小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

(2) 基本指針においては、特別な対処が必要となるＮＢＣ攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）に関し、以下のとおりその特徴を示している。

攻撃区分	被害の特徴		対応方法等	
核兵器等	一般的特徴	・核攻撃発生当初は、核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線による被害が発生 ・その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線による被害が発生	対応方法	・汚染地域への立入制限の確実な実施 ・避難誘導や医療にあたる要員の適切な被ばく管理 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療の実施 ・避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施
	被害様相	・核爆発による熱線、爆風及び初期放射線により、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に到来 ・核爆発に伴う初期核放射線及び爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散・降下した灰から、残留放射線として長期に被害発生		
	被害範囲	・核爆発による熱線、爆風及び初期放射線並びに初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線により、爆心地周辺で被害発生 ・爆発時に生じた灰（放射性降下物）は、爆心地周辺から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下して被害範囲を拡大	避難等	避難を行う場合、 ・風下を回避 ・手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制 ・口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護 ・汚染された疑いのある水や食物の摂取を回避 ・安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減
生物兵器	一般的特徴	・人に知られることなく散布することが可能 ・発症するまでの潜伏期間に感染者が移動などにより、散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性有	対応方法	内閣府を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、 ・感染源及び汚染地域を特定 ・感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止の実施
	被害様相	使用される生物剤によって相違		
	被害範囲	・ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等の使用される生物剤の特性により被害の範囲が相違 ・ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合、二次感染により被害の拡大の可能性有	避難等	汚染地域からの出入制限の実施
化学兵器	一般的特徴	・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散 ・空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように拡散	対応方法	・国、地方公共団体等関係機関が連携して実施 ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測の適切な実施 ・化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を除去 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療の実施
	被害様相	特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって相違		
	被害範囲	地形、気象等により被害範囲が変化	避難等	住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置の適切な実施

用語解説

中性子誘導放射能…物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

外部被ばく…大気中に存在する放射性降下物や、皮膚に付着した放射性物質などによる、人体外からの被ばく

内部被ばく…放射性物質の吸引や、放射性物質によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる、人体内部からの被ばく

残留放射線…外部被ばくや内部被ばくにより、放射線障害を引き起こすおそれがある放射線

ダーティボム…爆薬と放射性物質を組み合わせた兵器で、比較的小型なためテロ等での使用が考えられる。爆薬による爆発被害と放射能被害をもたらす。

2　緊急対処事態

基本指針においては、緊急対処事態として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態を想定しており、具体的には以下に掲げる事態例を示している。

分　類		事態例	被害概要
攻撃対象施設等による分類	**危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態**	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
		石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生
		危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生
		ダムの破壊	・下流に及ぼす被害は多大
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大
		列車等の爆破	
攻撃手段による分類	**多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態**	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガン発症の可能性有 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
		市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさは変化 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害の可能性有
		弾道ミサイル等の飛来	・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生